

右側交道に調する（二）

次官

昭和廿一年七月十五日

聯合軍總司令部の意請に當り路内交通を左側交通に改めることとし、
政府に於て要する貢地請合後五十日の準備期間を設け、本請開港すと
共に左の要領に依り直ちに右側交通を実施せしめる。

一、一般交通に付て

人及馬車通に附しては、右半備期間中に右側交通の周知發表を圖
本と共に各支那開港場を實施し其並防止を誓する。

二、自動車に付て

トヨタ乗用車輌の價で、該車の改造並必要としまさ。

バス又付ては行駆交通上迄もこれむらし。諸隊の駐輪軍具の歸還、
改道能力等を考へて本次改道し二年以内に完了することとする。

（註） 五、軌道

所要資材 諸事 一五〇八〇〇〇

所要資材

諸事

二四〇〇噸

二六〇〇立米

一五〇九〇〇〇圓

、路内通導に付て

施設の本格的改修に付てはボイント等の資材、要道能力等を考へて、
順次地域を指定し、工事期間を定めて實施し、三年以内に之を完了
する。

尚、一路線の一歩分路頭を廻属する地方等道路に對する『舊分界
間左側通行の為外を認める。

（註） 所要資材

鋼	三三〇〇噸
木	四九〇〇立米（松木 四七〇〇石 含む）
セメント	四七〇〇屯
銅	七〇屯

所要資材

一三三〇〇〇〇〇圓

六、平洋實業上整安委員會法令の制定又は改正をする。
本件實業に伴ひ必要な諸費用は政府に於て之を負擔する。
本汗實業政務委員会を設置、勞務、食糧等の確保に關しては、該議會に於
て為々の議論並に監督の権限之を委譲する。